

事務分担の変更について

【母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務】

令和2年6月11日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

1 現在の事務分担（案）について

- 特別区は、中核市並みの権限を基本として、住民に身近な事務を実施
- 母子父子寡婦福祉貸付金は、ひとり親家庭の母、父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金（こどもの進学、親自身の技能習得や転宅など）を貸付ける制度として住民に身近な事務であることから、本来的にはひとり親家庭等支援の一環として特別区で実施すべき事務
- 現在、区役所で実施している貸付に係る窓口事務は、特別区の事務としているが、貸付の財源である国からの無利子貸付の対象が、法律により、都道府県、指定都市又は中核市に限定されているため、貸付に係る特別会計の管理等は大阪府の事務に仕分け

<参考> 母子父子寡婦福祉資金の貸付実績（令和元年度） 貸付件数：278件 貸付金額：189,184千円

2 国への相談及びその結果

- ひとり親家庭等の支援は、住民に身近な事務であり、特別区が主体となって、貸付けの決定から償還（免除、債権回収含む）までを一貫して実施できるよう関係法令の改正について国へ相談（R2.1.21から相談）
- 厚生労働省から、『国からの貸付先の変更も含め、事務処理特例条例による対応が可能』との回答（R2.5.23に回答）

3 対応（案）

事務の名称	事務の概要	事務分担 の変更	考え方
母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務	・母子父子寡婦福祉貸付金会計の予算及び決算 ・母子父子寡婦福祉貸付金の国からの借入 ・貸付金の未収債権回収に関する事務	大阪府 ↓ 特別区	母子父子寡婦福祉貸付金の貸付は、他のひとり親家庭等支援の事務とあわせて住民に身近な基礎自治体で実施することができるよう、各特別区で実施。
母子父子寡婦福祉貸付金に関する事務（区）	・貸付決定及び貸付金の支払 ・貸付金の償還	特別区 (変更なし)	同上

※事務分担（案）の変更に伴い、当該事務にかかる特別区設置協定書（案）及び特別区制度（案）の関係項目を変更

	こども、福祉	健康・保健	教 育	環 境	まちづくり、 都市基盤整備	住民生活、 消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録	麻薬取扱者（一部厚労大臣権限）の免許	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定	第一種フロン類回収業者の登録	指定区間の一級河川の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施	私立学校（幼稚園除く）、市町村立高等学校の設置認可	浄化槽工事業・解体工事業の登録		
	大阪府の事務		私立幼稚園の設置認可 重要文化財の管理に係る指揮監督 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	公害健康被害の補償給付		
	認定こども園（幼保連携型以外）の認定					
政令指定都市	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意）	精神障がい者の入院措置	県費負担教職員の任免等の決定	建築物用地下水の採取の許可	都市計画（マスタープラン、都市再生特別地区）	
	児童相談所の設置	特定毒物の製造許可	遺跡の発見に関する届出の受理	工業用地下水の採取の許可	指定区間外の国道、県道の管理	
		動物取扱業の登録	博物館の設置登録		指定区間の一級河川（一部）の管理	
中核市	母子父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	犬・ねこの引取り	特別区の事務		屋外広告物の条例による設置制限	
	大阪府の事務から変更	保健所の設置	県費負担教職員の研修	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可	サービス付高齢者向け住宅事業の登録	
		飲食店営業等の許可	重要文化財（一部）の現状変更等の許可	ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理	市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	

中核市	保育所・認定こども園（幼保連携型）、養護老人ホームの設置の認可・監督	温泉の利用許可	特別区の事務	土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定	土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可		
	介護サービス事業者の指定（一部を除く）	旅館業・公衆浴場の経営許可		浄化槽の設置の届出の受理			
	第一種社会福祉事業の経営許可・監督	理容所・美容所の位置等の届出の受理		一般粉じん発生施設の設置の届出の受理			
	障がい福祉サービス事業者の指定	薬局の開設許可		汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理			
	身体障がい者手帳の交付	毒物・劇物の販売業の登録		開発審査会			
一般市・町村	保育所の設置・運営	市町村保健センターの設置	特別区の事務	水道事業の運営 下水道の整備・管理運営 都市計画（用途地域等）	大阪府の事務	消防・救急活動	
	生活保護（市・福祉事務所設置町村が処理）	健康増進事業の実施					小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助 県費負担教職員のサービスの監督
	養護老人ホームの設置・運営	定期の予防接種の実施				騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ） 浄化槽清掃業の許可	
	障がい者自立支援給付（一部を除く）	結核に係る健康診断					
	身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託	母子健康手帳の交付				災害の予防・警戒・防除等（その他） 戸籍・住基	
	介護保険・国民健康保険事業	埋葬、火葬の許可					

※ 白色部分は大阪府の事務

※ 濃色部分は東京特別区の権限